

第7回 市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG	参考資料2
平成29年3月1日	
全国児童福祉主管課長会議	総務課・虐待防止 対策推進室 関連資料14
平成29年2月20日	

## 都道府県（児童相談所）と市区町村の各種指針等に係る主な改正事項

施行

公布日及び平成  
二八年十月一日

平成二九年四月一日

### 都道府県（児童相談所）

#### 児童相談所運営指針

(主な改正事項)

- 児童の福祉を保障するための原理の明確化
- 家庭と同様の環境における養育の推進
- 国・都道府県・市町村の役割・責務の明確化
- 通所・在宅指導措置の明確化
- 弁護士配置又はこれに準ずる措置

→ 平成28年9月29日付けで形式的な改正

#### 児童相談所運営指針

(主な改正事項)

- 児童相談所から市町村への事案送致
- 子育て世代包括支援センターの法定化
- 市町村における支援拠点の整備
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)の研修義務化  
→ 児童福祉司等の義務化された研修の骨子案を作成済
- 里親支援業務及び養子縁組支援業務の追加

→ 平成29年3月末までに、上記改正事項を含め指針全体の内容を抜本的に改正

### 市区町村

#### 市町村児童家庭相談援助指針

(主な改正事項)

- 児童の福祉を保障するための原理の明確化
- 家庭と同様の環境における養育の推進
- 国・都道府県・市町村の役割・責務の明確化
- 通所・在宅指導措置の明確化
- 支援を要する妊婦等に関する情報提供

→ 平成28年10月31日付けで形式的な改正

#### 市町村児童家庭相談援助指針

(主な改正事項)

- 児童相談所から市町村への事案送致
- 子育て世代包括支援センターの法定化
- 市町村における支援拠点の整備  
→ 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針(案)を作成済
- 要保護児童対策調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け  
→ 要保護児童対策調整機関専門職の義務化された研修の骨子案を作成済(☆)

#### 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

(主な改正事項)

- 要保護児童対策調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け → (☆) のとおり

→ 平成29年3月末までに、上記改正事項を含め指針全体の内容を抜本的に改正

### 子ども虐待対応の手引き

○児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針等の改正内容を踏まえ、平成29年夏頃までに抜本的に改正

## 児童相談所運営指針の改正について（改正児童福祉法平成29年4月施行）

児童相談所運営指針については、平成28年9月に改正児童福祉法の公布日及び平成28年10月施行分について形式的な改正を行ったところ。今般、改正児童福祉法の平成29年4月の本格施行にあわせ、「市町村児童家庭相談援助指針」等とあわせて抜本的な改正を行うこととする。

### 主な改正事項及び改正の方向性

#### 【児童福祉法等改正関係】

##### ○子育て世代包括支援センターの法定化、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備

（改正母子保健法第22条及び改正児童福祉法第10条の2）

（改正内容）

児童相談所と市町村との役割の明確化を踏まえ、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の業務内容や市町村との協働・連携・役割分担等を追加。

##### ○児童福祉司（スーパーバイザー含む。）が受講する研修、社会福祉主事からの任用要件

（改正児童福祉法第13条第3項第5号及び8項）

（改正内容）

児童福祉司（スーパーバイザー含む。）について研修の受講が義務である旨、社会福祉主事から任用する要件に講習会の課程を修了することを追加。また、児童福祉司等に求められる専門性（知識・技術・態度）についても追加。

##### ○児童相談所から市町村への事案送致（改正児童福祉法第26条第1項第3号）

（改正内容）

児童相談所が受理したケースを市町村へ送致する場合の手続（事前の協議等）や留意事項等を追加。  
※平成28年10月に施行された「市町村への指導委託」に関する手続等（行政処分の考え方等）の記載についても見直しを行う予定。

##### ○里親・養子縁組の推進（改正児童福祉法第11条第1項第2号及び第12条）

（改正内容）

改正児童福祉法で規定された、里親や養子縁組により養子となる子ども等への支援を児童相談所の業務に追加。

#### 【その他】

○児童相談所の名称表示について

○障害者（児）の方からの通告・相談に適切に対応するための合理的な配慮について

○要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との適切な情報共有の実施について

# 市町村児童家庭相談援助指針の改正について（改正児童福祉法平成29年4月施行）

市町村児童家庭相談援助指針については、平成28年10月に改正児童福祉法の公布日及び平成28年10月施行分について形式的な改正を行ったところ。今般、改正児童福祉法の平成29年4月の本格施行にあわせ、「児童相談所運営指針」等とあわせて抜本的な改正を行うこととする。

## 主な改正事項及び改正の方向性

### 【児童福祉法等改正関係】

- **市町村における子ども家庭支援に求められる専門性（改正児童福祉法第3条の3）**

（改正内容）

市町村が子ども家庭支援を行う際の基本的な考え方・知識・技術・態度等の専門性について追加。

- **市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備（改正児童福祉法第10条の2）**

（改正内容）

市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村）が行うべき業務内容や児童相談所との協働・連携・役割分担、市町村の子ども家庭支援における体制等を追加。

- **要保護児童対策調整機関への調整担当者の配置及び研修受講の義務付け  
（改正児童福祉法第25条の2第6項、第7項及び第8項）**

（改正内容）

市町村の設置した要保護児童対策地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の調整担当者の配置及び厚生労働大臣が定める基準に適合する研修受講の義務付け等の内容を追加。

- **児童相談所から市町村への事案送致（改正児童福祉法第26条第1項第3号）**

（改正内容）

児童相談所が受理したケースを市町村へ送致する場合の手続や留意事項等を追加。

※平成28年10月に施行された「市町村への指導委託」に関する手続等（行政処分の考え方等）の記載についても見直しを行う予定。

### 【その他】

- 要保護児童対策地域協議会の役割・機能について
- 都道府県（児童相談所）の支援について 等

## 主な改正事項及び改正の方向性

### 【児童福祉法等改正関係】

- **要保護児童対策調整機関への調整担当者の配置及び研修受講の義務付け（改正児童福祉法第25条の2）**

（改正内容）

市町村の設置した要保護児童対策地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の調整担当者の配置及び厚生労働大臣が定める基準に適合する研修受講の義務付け等の内容を追加。

- **調整担当者が業務を行う上で必要な専門性（改正児童福祉法第25条の2第6項）**

（改正内容）

調整担当者が支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、各関係機関等との連絡調整等の業務に係る事務を適切に行うために必要な知識・技術・態度等の専門性について追加。

- **要支援児童等（特定妊婦を含む）に関する情報提供（改正児童福祉法第21条の10の5）**

（改正内容）

医療機関、児童福祉施設、学校等が要支援児童等（特定妊婦を含む）を把握した場合の市町村への情報提供の努力義務等の内容を追加。

### 【児童虐待防止対策強化プロジェクト（平成27年12月21日付け子どもの貧困対策会議決定）関係】

- **医療従事者に対する要保護児童対策地域協議会への参加促進**

（改正内容）

医療機関において虐待を受けた子どもを早期に発見するとともに、虐待を受けた子どもやその保護者への対応を適切に行うため、医療従事者に対する要保護児童対策地域協議会への参加を促進する旨を記載。

### 【その他】

- 要保護児童対策調整機関における支援の実施状況の把握と関係機関等との連絡調整を行うことについて
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点との関係について 等